様式第５号

□ 固定資産税　　□ 市県民税

□ 軽自動車税　　□ 国民健康保険税

代表相続人指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書

　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　宇城市長　様

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者について、地方税法第９条の２第１項の規定により次のとおり届け出ます。

また、固定資産税については、この代表者を宇城市税条例第７４条の３の規定に基づき、地方税法第３８４条の３に規定する「現所有者」の代表とすることを併せて申告します。

１　**被相続人（死亡された方）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ﾌﾘｶﾞﾅ氏　名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 死亡時の住所 |  | 死 亡 日 | 年　　月　　日 |

２　**相続人（現所有者）代表者**（納税通知書受取人）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ﾌﾘｶﾞﾅ氏　名(又は名称) |  |  | 被相続人との続柄 | 配偶者　・　子その他（　　　　） |
| 個人番号（法人番号） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 住　所 |  |
| 生年月日 | 　　年　　月　　日 | 電話番号 | －　　　　　－ |

３　**代表者以外の相続人（現所有者）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ﾌﾘｶﾞﾅ氏名 |  |  | 被相続人との続柄 | 配偶者　・　子その他（　　　　） |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 個人（法人）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 住　所 |  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ氏名 |  |  | 被相続人との続柄 | 配偶者　・　子その他（　　　　） |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 個人（法人）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  住　所  |  |

◎相続放棄をされた場合は、家庭裁判所の「相続放棄申述受理通知書」の写しを

　公正証書等がある場合は、その写しを**宇城市税務課**あてに送付してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面につづく）

（裏面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ﾌﾘｶﾞﾅ氏名 |  |  | 被相続人との続柄 | 配偶者　・　子その他（　　　　） |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 個人（法人）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 住　所 |  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ氏名 |  |  | 被相続人との続柄 | 配偶者　・　子その他（　　　　） |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 個人（法人）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  住　所  |  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ氏名 |  |  | 被相続人との続柄 | 配偶者　・　子その他（　　　　） |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 個人（法人）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 住　所 |  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ氏名 |  |  | 被相続人との続柄 | 配偶者　・　子その他（　　　　） |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 個人（法人）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  住　所  |  |

　この申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して３か月を経過した日の前日までに提出してください。

（市県民税、軽自動車税について）

市県民税は毎年１月１日に住所を有する個人、軽自動車税（種別割）は毎年４月１日現在の所有者が納税義務者となるものです。賦課期日以降に死亡した場合であっても、市県民税は地方税法第３１８条、軽自動車税は地方税法第４４３条及び第４４４条に基づき、その人の納税義務は消滅しません。したがって、納税義務は地方税法第９条に基づき、相続人が継承することになります。

この申告は、軽自動車の名義を変更するものではありません。車両の種類に応じて軽自動車協会または市役所にて名義変更の手続きが必要となります。

（固定資産税について）

　固定資産税は毎年１月１日での現在の所有者（登記名義人）が納税義務者となるものです。

　この申告は、相続登記や相続税の申告とは一切関係ありません。遺産分割協議が終了しましたら、速やかに法務局で相続登記の手続をお願いします。相続登記後は、賦課期日において新たに登記簿に搭載された所有者が、納税義務者となります。

　未登記家屋の所有者変更については、税務課にて別途「未登記家屋所有者変更届」の提出が

必要となります。